

# 八千代市地域防災計画【概要版】

令和4年2月作成

## 1 地域防災計画とは

### ◆地域防災計画の目的・基本方針

八千代市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して暮らせる八千代市をつくることを目的として策定したものです。

本計画は、次の基本方針に基づき、市、国、県、警察、ライフライン事業者、市民、事業所等が、それぞれの役割をもって防災対策を行うこととしています。

### ◆減災を基本とした対策

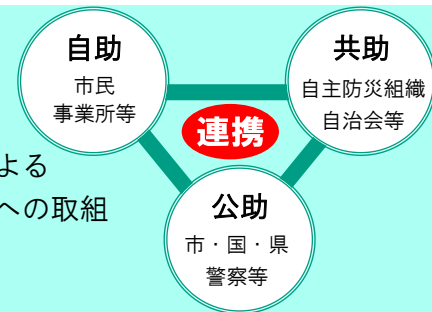
災害時の被害を最小化する「減災」を基本とした防災対策の推進

### ◆地域防災力の向上

市民・事業者等の「自助」、自主防災組織・自治会など地域の連携による「共助」、市をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災対策への取組

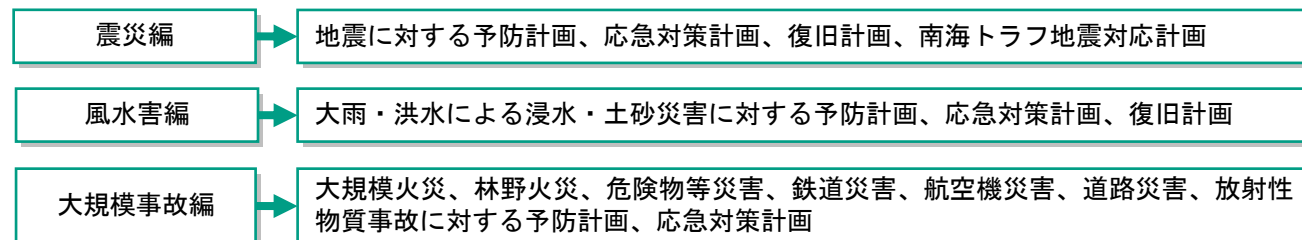
### ◆防災対策の推進・改善

各対策マニュアルの作成、災害教訓等を踏まえた防災計画の修正



### ◆地域防災計画の構成

本計画は次の3つの編で構成し、地震、風水害及び大規模事故等の災害別に、平常時に行う予防計画、災害時に行う応急対策計画等を定めています。



## 2 災害危険性

### ◆地震・津波

千葉県調査によると、千葉県北西部直下でマグニチュード7.3の地震が発生した場合、市の西部で震度6強、東部で震度6弱の揺れ、建物の全壊3,500棟、焼失1,400棟の被害が予測されています。地震による死者は120人、重傷者は230人、軽傷者は950人、最大避難者は約47,400人と予測されています。

また、房総半島東方沖日本海溝沿いの地震で津波が発生した場合、花見川を遡上し、千葉市花見川区畑町付近まで達すると予測されています。

### ◆水害

想定最大規模の降雨で利根川が氾濫した場合、新川では萱田、桑納川沿いでは桑橋付近まで洪水が達し、付近の低地が浸水すると予想されています。想定最大規模の降雨で高崎川(印旛沼流域)が氾濫した場合、川沿いの低地、新川と神崎川の合流部付近の低地が浸水すると予想されています。

### ◆土砂災害

低地と台地の境界である段丘崖を中心に、県によって土砂災害警戒区域が63か所指定されています。さらに、そのうち54か所は建築構造が規制される土砂災害特別警戒区域に指定されています。

## 3 災害に備える平常時の活動

### ◆防災研修・防災訓練等

毎年防災週間(8月30日から9月5日まで)に合わせ様々な機関と連携して総合防災訓練を行っており、災害時に速やかに活動できるよう備えています。

また、消防と連携した自主防災組織や自治会ごとの防災訓練の実施、自主防災組織の防災リーダーの育成等により、地域の防災力を強化しています。



### ◆防災知識の普及・啓発

自助・共助・公助の理念を基本に、防災に関する講演、学校における防災教育の充実等により防災知識の普及を行っています。

また、防災マップや災害時行動マニュアル等の資料を作成・配布し、啓発を行っています。

### ◆避難場所・避難所の指定

災害から安全を確保し、また、避難生活をする場所を確保するため、次のような避難場所・避難所を指定しています。

一時避難場所	一時的に避難できる運動場や公園などの屋外施設です。小・中学校のグラウンド等を指定しています。
広域避難場所	大火災が発生した時や一時避難場所に危険が及ぶ場合に避難するオープンスペースです。総合運動公園等を指定しています。
避難所	建物の倒壊・浸水により住家を失った人や帰宅困難者などを保護する施設です。小・中学校、公民館等を指定しています。
福祉避難所	避難所で生活が困難な要配慮者を受け入れる施設です。



### ◆食料・物資の備蓄

災害発生当初の食料・物資の確保が困難な事態に備えて、最大避難者約4万7千人を目標に長期間保存が可能なサバイバルフーズ、アルファ化米、乳幼児用ミルク等を備蓄しています。

また、小・中学校に、さまざまな災害用資機材や消耗品等を保管する倉庫を設置しています。

### ◆災害用井戸の整備

断水に備えて、避難所となる市立の小学校、中学校及び義務教育学校には、災害用井戸を設置するとともに、適切な維持管理を行います。また、停電に備え、発電機等の整備を併せて行います。

### ◆避難行動要支援者の支援体制の構築

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者等の方々を支援するため、「八千代市災害時要配慮者支援基本計画」により、避難行動要支援者名簿への登録や外部支援者との情報共有、個別避難計画の作成、福祉避難所の運営体制等を整備することで、在宅の高齢者や障害者等の被害を軽減していきます。

### ◆耐震化の推進

大地震等による建物の倒壊等から人的被害を軽減するため、「八千代市耐震改修促進計画」を策定して、公共建物や住宅等の耐震化を推進しています。

また、木造住宅の所有者に対する耐震診断と耐震改修の助成制度を設け、耐震化を支援しています。

### ◆「防災道の駅」の整備

道の駅やちよについて、広域的な防災機能を担うとともに、地域住民、道路利用者等に対し、他の防災施設と連携しながら安全・安心な場を提供することを目的とした「防災道の駅」に選定されたことを受け、必要な整備・改修等を進めていきます。

## 4 災害発生時の活動

### ◆市の防災体制

市は、震度5弱の地震で応急対策本部、震度5強以上の地震で災害対策本部を自動的に設置し、応急活動を実施します。一方、風水害、土砂災害に対しても、気象警報・特別警報等の発表や気象状況に応じて、応急対策本部・災害対策本部を設置する体制をとっています。

また、大規模規災害が発生し、市だけでは対応できないとき、市長は、全国の自治体、消防の広域応援、自衛隊の災害派遣、協定締結先に応援を要請します。

### ◆消火・救助活動

地震では多数の火災が発生し、倒壊した建物等に多くの住民が下敷きになるなど、消防署や消防団だけでは対応ができなくなる事態が予想されます。このため、現場に真っ先に駆けつけられる地域の事業所、自治会、自主防災組織、市民等の方々が初期消火や救出活動に協力していただく事が不可欠です。



消防署・消防団は、重要地域、消火可能性の高い火災を優先に消火活動を行います。

### ◆医療救護体制

多数の傷病者が発生したときは、医師会等と連携して、医療機関等に救護所を設置します。救護所では、医師会等が編成・派遣する医療救護班が、負傷者のトリアージや応急手当等を行います。重傷者等は拠点となる病院等へ搬送して治療を行います。

その他、避難生活者の健康を確保するために、医師や保健師が避難所を巡回して、感染症やエコノミークラス症候群等の予防、心のケア等を行います。

### ◆避難活動

台風や大雨による河川の氾濫、土砂崩れからの避難を促すため、警報や水位情報等に基づいて3段階の避難情報を発表します。

避難の区分	市民等の行動
高齢者等避難（レベル3）	避難に時間のかかる高齢者等の避難行動要支援者は事前に避難を開始する。避難の準備をしたり、自ら避難の判断を行う。
避難指示（レベル4）	自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても情報等を用いて自ら避難の判断を行う。
緊急安全確保（レベル5）	何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況で、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。

### ◆避難所の開設・運営

高齢者等避難、避難指示等を発令したときは、市の職員又は各施設の管理責任者等が避難所を開設します。避難所の運営は、避難所運営委員会による自主運営を原則とし、避難所担当職員、ボランティア等が連携して運営を支援します。運営にあたっては、要配慮者や性的少数者、男女双方のニーズや女性への配慮に留意します。避難所での生活が困難な高齢者や障害者については、福祉避難所を開設し受け入れます。車中・テント泊の避難者に対しても、情報の提供等の支援に努めます。

### ◆生活支援

水道が断水したときは、断水地区の重要施設（医療施設、救護所等）へ優先給水を行うとともに、避難所等で給水活動を実施します。食料・物資は、備蓄を活用した後に協定を締結している事業者等から調達し供給します。

また、備蓄の災害用トイレの他、必要に応じて事業者から仮設トイレを調達し、避難所等に設置します。

### ◆被災建築物・被災宅地の危険度判定

地震で被災した建物は余震で倒壊するおそれがあり、また、斜面を造成した宅地等では地震や大雨で地盤が崩れるおそれがあります。このような二次災害を防ぐため、大規模災害では建物や宅地の応急危険度判定を行い、判定結果を示すステッカーを建物の入口等に表示します。



### ◆住家の被害調査・罹災証明の発行

罹災証明は、被災者生活再建支援金等の受給、市税の減免等に必要な証書です。二次災害等の危険が解消した後、家屋の被害状況を調査して、被害程度を判定し、罹災証明を発行します。

### ◆応急仮設住宅

住家を失った被災者には応急仮設住宅を提供します。応急仮設住宅は建設型だけでなく、民間賃貸住宅、市営住宅や国家公務員宿舎等の一時使用、住宅の応急修理等を勧奨し、総合的に対策を実施します。

### ◆帰宅困難者への対策

帰宅困難者になった場合、「むやみに移動を開始しない」というのが基本原則です。市は、状況に応じて帰宅困難者のための一時滞在施設を開設します。

### ◆新型コロナウイルス等感染症対策

「八千代市避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対応版）」に基づき、消毒、換気、ごみ処理、専用スペースの設置等、避難所における感染症対策を行います。

## 5 家庭や地域での防災対策

### ◆自主防災組織を結成し、自主防災活動を実施しましょう！

市は自主防災組織への補助金や訓練の指導等を行い、地域防災力の向上を推進しています。自治会等で自主防災組織の結成を検討されている場合は随時ご相談ください。



### ◆ハザードマップを活用しましょう！

市は、「八千代市 Web 版防災ハザードマップ」「八千代市防災ハザードマップ」「防災マップやちよ」を作成・公表しています。これらのハザードマップを活用して災害時の円滑な避難行動に備えましょう。

### ◆情報収集手段を確認しましょう！

市からの災害情報は、防災行政無線（屋外スピーカー）、やちよ情報メール（防災情報メール）、八千代市 Twitter、八千代市 LINE で提供しています。お手持ちの携帯電話やスマートフォンに、やちよ情報メールを登録しておきましょう。（※右のQRコードから設定してください。）



### ◆避難場所・家庭内備蓄を確認しましょう！

災害の危険を感じたとき、避難指示等が出されたときは、速やかな避難が大切です。あらかじめ避難場所の位置や安全な移動経路、避難時の持ち出し品などを確認しておきましょう。災害時には Web で避難所等の空き・混雑状況が見られる「避難所リアルタイム空き情報配信システム」を活用し、避難しましょう。

大きな災害の直後は、水や食料が行き渡らないことがあります。家庭や事業所では、家族、従業員等のため、3日分（できれば1週間分）の食料、飲料水、その他必要な物資等を備えておきましょう。

### ◆地域の防災活動に参加しましょう！

大規模災害では、火災の初期消火、避難、救出などの防災活動を隣近所や自主防災組織で助け合っていくことが不可欠です。日頃から地域の防災訓練などに参加して、地域の協力体制を築きましょう。